

見える化通信

児童手当の拡充で扶養控除の見直し？ 給付と負担 全体像の提示を



政府は児童手当の支給を高校生まで延長するとの方針を発表しました。しかし、この拡充に伴って扶養控除の見直し案が浮上しています。これで本当に少子化対策につながるのでしょうか。

電機連合 総合産業・社会政策部門

■図表 児童手当の見直し案

項目	現行	見直し案
所得制限	所得制限あり ・年収960万円以上 5千円に減額 ・年収1200万円以上 支給なし	所得制限の撤廃
支給期間	中学校卒業まで	高校生年代まで 延長
第3子以降 多子加算	3歳～小学生 1万5千円	0歳～高校生 3万円に増額 *ただしカウントする 子どもは高校生の年 代まで

出所：政府「こども未来戦略方針」をもとに電機連合作成

児童手当の拡充

岸田政権が推進する「異次元の少子化対策」。政府は今年6月、2024年度から集中的に取り組む対策を「こども未来戦略方針」（以下、戦略方針）としてまとめました。その目玉の一つが児童手当の拡充です（図表）。2024年度中に所得制限を撤廃し、支給期間を現在の中学校卒業までから「高校生年代まで」*に延長するとしています。

子ども・子育てを社会全体で支える観点から、この政府方針は評価できる内容です。児童手当の所得制限撤廃をめぐっては高所得者優遇になるのではないかとといった意見が一部ありますが、子育て支援と、貧困対策としての所得再分配のあり方は区別して考える必要があります。

*18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、高校に通っていない子どもも

**扶養控除見直し案が浮上
負担増となる世帯も**

一方、この児童手当の支給期間延長に伴い、「高校生の扶養控除との関係をどう考えるか整理する」ことが戦略方針に記載されました。現在、所得税の場合、16〜18歳の子とも1人につき38万円を控除できる仕組みがありますが、もしこの扶養控除が廃止されれば、支払う税額が増え、これまで高等学校等就学支援金制度（高校授業料実質無償化）の対象となっていた世帯が対象外となるケースも出てきます。世帯によっては負担増となるため、これで本当に少子化の解消につながるのかと疑問の声が上がっています。

子どもに関する所得控除の変遷

扶養控除と手当をめぐっては、これまでも見直しが行われてきました。2011年には児童（子ども）手当の支給を所得制限なしで中学生まで支給することに伴い、「所得控除から手当へ」の流れの中で15歳以下の子どもへの「年少扶養控除」は廃止されました。その後、紆余曲折を経て2012年には960万円以上の世帯で手当が減額され、さらに2022年には所得制限が導入されています。捻出された財源は保育園の受け皿整備に充てられることになりました。

また16歳から18歳の子どもへの扶養控除も所得制限なしの高校授業料実質無償化の導入に伴い、縮小（63万円から38万円）されています。その後、高校授業料

にも所得制限が導入されました（図表）。浮いた財源は低所得世帯の奨学金給付などに充てられています。

■図表 子育て支援給付と所得控除の変遷

	児童手当(子ども手当) ・所得控除	高校授業料実質無償化 ・所得控除
2010年	所得制限なしで中学生まで延長	所得制限なしで制度導入
2011年	15歳以下の年少扶養控除廃止	16〜18歳までの扶養控除縮小
2012年	世帯主年収960万円以上は減額(1万円→5千円)	
2014年		世帯合算910万円以上は不支給
2022年	世帯主年収1200万円以上は不支給	
2024年?	所得制限撤廃? 高校生年代まで延長? 16〜18歳までの扶養控除廃止?	

出所：電機連合作成

政争の具にされてきた側面も否めず、こうした度重なる制度変更は、若者のライフプランを描きにくくさせて不安の払しょく、ひいては少子化の解消にはつながりません。

給付と負担 全体像の提示を

少子化対策の強化に必要とされる3・5兆円の具体的な財源確保策はまだ決まっています。政府は年末までに何らかの結論を示す見通しです。

財源確保策の検討にあたっては、現役世代に負担が偏ったり、子育て世帯間の財源の奪い合いではなく、少子化対策の必要性を国民に訴え、給付と負担の全体像を示した上で、丁寧な合意形成を図ることが求められます。